

広島県告示第二百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十二年四月十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

向島循環線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
尾道市向島町字前新開二二五二七番一地先から尾道市向島町字前新開二二五二七番一地先まで	〇・四〇〇	七・〇〇〇 〇・四〇〇	九・六〇〇 〇・四〇〇	一五・〇〇〇	拡張